

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成29年4月1日	法人コード	A008946
	至	平成30年3月31日	法人名	公益財団法人いばらき文化 振興財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人いばらき文化振興財団		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	各種の文化振興事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	茨城県水戸市千波町後川745番地		
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数 (公益社団法人のみ)	人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

<「利益の繰り入れ割合」を選択して、「自動転記」のボタンをクリックしてください。>

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰り入れ割合	50%	
	収入の額	費用の額
第2段階の合計	1,832,809,635円	1,929,613,796円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄～3欄の合計額)	71.4%
1. 公益実施費用額	1,913,134,382円
2. 収益等実施費用額	753,031,851円
3. 管理運営費用額	11,513,984円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた 財産の額	0円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	4,804,074円
-------------	------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	2,794,501,876円	負債額	838,801,580円
		正味財産額	1,955,700,296円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	1,913,143,284円
-------------	----------------

遊休財産額	1,090,964,787円
(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額	
公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)	948,962,764円
1. 公益目的増減差額	336,325,212円
2. 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	612,637,552円
(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額	
理事等の報酬等の総額	13,589,624円
(うち、退職手当の額)	0円
(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無	
当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。